

佐賀県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町大字藤瀬字本村三四四番五地先から 佐賀市富士町大字関屋字柳ノ本三二五二番一地先まで	平成二四・三・三〇